

史料 公事方御定書（『徳川禁令考』）

盗人御仕置之事

一、人を殺し、盗をいたし候もの 引廻之上獄門

一、家内へ忍び入り、或ハ土蔵など破り、金高雑物之多少に依らず盗候類 死罪

但し、昼夜に限らず、戸明のある所、又ハ家内二人無きの故、手元にこれある軽キ品を盗取候類 入墨之上重敲